

2015年7月16日

「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」における罰則の強化等に反対する会長声明

千葉県弁護士会

会長 山本 宏



第1 声明の趣旨

当会は、以下のとおり、政府が2015年3月6日に提出した出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）の一部を改正する法律案（以下、「本改正案」という。）に対し、反対する。

1 罰則の強化について

本改正案は、「偽りその他不正の手段により、上陸の許可を受けて本邦に上陸し、又は第4章第2節の規定を受けた者」につき、3年以下の懲役若しくは禁錮若しくは300万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科するという罰則規定を新設するものであり、このような罰則の新設・強化に反対する。

2 在留資格取消事由の拡大について

本改正案は、入管法「別表第一」の就労等の在留資格を有する外国人の在留資格取消事由につき、活動を継続して3か月以上行わないで在留している場合（現行法）に加え、所定の活動を行わず、「他の活動を行い又は行おうとして在留している」場合も在留資格取消事由とするが、このような在留資格取消事由の拡大に反対する。

第2 声明の理由

1 罰則の強化について

(1) 立法事実の不存在

罰則強化の必要性について、政府は、2014年12月10日に閣議決

定した『「世界一安全な日本」創造戦略』が、「不法滞在対策，偽装滞在対策等の推進」を掲げ，不法滞在者及び偽装滞在者の積極的な摘発を図り，在留資格を取り消すなど厳格に対応していくとともに，これらを助長する集団密航，旅券の偽変造，偽装結婚等に係る各種犯罪等について，取締りを強化するとしていることを挙げる。

しかし，政府統計によると「不法滞在者」数は，1993年の29万人強から，2015年1月の約6万人まで大幅に減少している。また，2014年末時点での中長期の外国人在留者は176万人強であるのに対し，上陸と在留関係手続での不正行為を理由に在留資格を取り消された者の数は2014年の1年間で200名弱である。

さらに，密航，偽造旅券の行使及び偽装結婚に対しては，入管法や刑法等の現行法規の適用による対処が可能である。

したがって，罰則強化の必要性（立法事実）は存在しない。

## (2) 濫用の危険性

「偽りその他不正の手段により」という構成要件は曖昧であり，濫用的な告発等によって処罰の対象者が不当に拡大するおそれがある。すなわち，入国在留関係手続の記載事項や提出書類は多岐にわたり，海外で作成されたものが多いうえ，日本人等との内縁関係の有無の生活事実等評価を含んだ事実も含まれ，内容が真実か否かの判断が判断者によって異なることがあり得るところ，濫用的な告発により，申請者本人だけでなく，家族，雇用主，留学先の職員，弁護士や行政書士等にも捜査が及ぶおそれがある。

また，申請行為を代理する弁護士の調査能力にも限界があるところ，記載事項に事実と違う記載があった場合に，「営利の目的」で「実行を容易にした」とされ，未必の故意があるとして訴追される危険性があり，弁護士の職務行為に対する不当な介入を招くおそれが大きい。

## (3) 難民認定申請を委縮させる危険性

本国での迫害を逃れて来日した庇護希望者は，観光等の目的を入国審査

官に告げて「短期滞在」の在留資格で上陸許可を受け、その後に難民認定申請を行う場合が多い。

迫害を逃れてきた者がまず安全な場所を得ようとするこのような行動を一概に非難することはできないにもかかわらず、本改正案は、このような難民認定申請者についても上陸目的を偽ったとして「偽りその他不正の手段により」上陸許可を受けたとして刑罰が科される可能性がある。

このような場合でも難民であることの証明があった場合には刑が免除されるとしているが、難民であることの証明に失敗すれば処罰の対象となることになる。この点、2014年の難民認定申請者数5000人に対し、難民認定者数はわずか11名に過ぎないのであり、刑の免除を受け得る者は極めて少ないうえ、人道的理由による「補完的保護」による在留が許可された者も処罰の対象となり得る。

したがって、本改正案は、庇護を必要とする難民に対し、難民認定申請行為を行うことを躊躇させるという深刻な萎縮効果を生じさせるおそれがある。

## 2 在留資格取消事由の拡大について

本改正案は、入管法「別表第一」の就労等の在留資格を有する外国人の在留資格取消事由につき、活動を継続して3か月以上行わないで在留している場合（現行法）に加え、所定の活動を行わず、「他の活動を行い又は行おうとして在留している」場合も在留資格取消事由とする。

そもそも在留資格が予定する活動を行わない者に対しては、在留期間更新許否の審査や現行規定に基づく在留資格取消制度の適切な運用により対応可能であり、在留資格取消事由の拡大の必要はない。

また、本改正案によれば、就労等の在留資格を有する者が退職等により所定の活動を行えなくなった場合、新たな勤務先を探すいとまもなく直ちに在留資格の取消しの対象となるおそれがある。

さらに、「行おうとしている」という要件は、入管当局の主観的な判断によ

って安易に在留資格の取消しの対象とされる懸念がある。

したがって、本改正案は外国人の地位を著しく不安定にするものである。

### 3 結論

以上の理由により、当会は、本改正案に対して反対する。

以上